

**無許可の積替・保管行為で
収集運搬業許可取消**

〈三重県〉

三重県は10月27日、

同県伊賀市の「トヨカ
フードリサイクル」に
対し、廃棄物処理法に
基づいて、同日付で産
業廃棄物収集運搬業の
許可を取り消す行政処
分を行ったと発表し
た。

くずを、運搬の途中で
同事業場内の倉庫に無
許可で荷下ろししている
ことが判明。その後の
調査で、同社が少なく
とも8日にわたり無許
可で産廃の積替え・保
管行為を常習的に行っ
ていたことが分かっ
た。

これが、同法第14条
の2第1項の違反(事
業の範囲の無許可変
更)に該当するとして、
許可取消処分に至った
としている。

処分理由は、同県が
2月18日に同社の事業
場へ立入検査を行った
ところ、収集運搬を受
託した産廃である豆腐